

県議会とは

私たちの住んでいる福島県を、豊かで明るく住みよい地域社会にするためには、県民がみんなで話し合い、県の政治を行っていくのが理想です。

しかし、私たち県民全員が1か所に集まって話し合うことはできません。そこで選挙により代表者を選び、県民に代わって話し合います。

この県民の代表者を**県議会議員**といい、議員の集まりが**県議会**です。

県議会は県の予算や仕事について審議し、県政の方針を決めます。

知事(教育委員会、公安委員会などを含む。)は、県議会で決められた方針にしたがって、県の仕事を進めていきます。

このため、県の意思を決定する議会は**議決機関**、この意思に基づいて仕事をする知事は**執行機関**と呼ばれています。

県議会の流れ

【県議会開会の様子】

県議会の定例会は、県の予算や仕事、条例などを審議するために、年4回招集されます。左側は議員全員が招集された議場の写真ですが、本会議で質疑・質問を行った後、常任委員会を開催し、担当部から説明を受けて疑問点を問い質したり、現地調査を行うなど念入りに審査します。



【議会運営委員会】

それぞれの会派から選ばれた委員が集まり、会期や議事日程、本会議の進め方を民主的に協議していきます。

招集

知事が7日前までに告示することになっていますが、通常約2週間前に告示されます。

議会運営委員会

開会のおおむね7日前に開催し、会期、議事日程、本会議の進め方などを協議します。

開会前

開会中

開会

開会宣告・議長挨拶の後、会議録署名議員の署名、会期の決定、提案理由の説明などを行います。

質疑・質問

議案に対する質疑及び県政に対する質問を代表質問、(追加代表質問)、一般質問という順序で行います。

委員会付託

議案及び請願を委員会に付託します。

常任委員会

付託された議案及び請願、所管事務について審査、調査します。

特別委員会

付託された議案または案件について審査、調査します。

総括審査会

2月定例会及び9月定例会のみ行われます。

閉会

委員長報告、質疑、討論、採決の後、議長挨拶、知事挨拶があり、閉会となります。

【質疑・質問】

質疑とは、議員又は知事から提出された議案に対して、疑問や不明確な点を正す発言を言います。質問とは、県政一般に関して執行機関が今までどう行い、現在や将来はどうかをただ発言を言います。写真は「代表質問」の様子で、議員が会派を代表して行い、知事や県幹部が答弁します。



【常任委員会】

写真は総務委員会の様子です。議員は、提出された議案などについて、県執行部に直接質疑し、丁寧に審査していきます。



【現地調査】

上は農林水産委員会が、下は土木委員会が台風第19号の被害状況について関係者から説明を受け、現地で調査している様子です。



【採決】

議案などの審議が十分に尽くされると、議長は、出席議員に対して賛成か反対かを問い、可否を決めます。写真は「起立総員」と言い、全員が起立して賛成の意を示している様子です。



全国の実例

福島県議会は、全国に先駆け、明治11(西暦1878)年1月に本県独自の民会規則を公布し、6月には民会規則による最初の議会を開きました。これは、当時の自由民権運動の成果と県令(知事)の英断により実現したもので、他県には例がありません。

西蓮寺(福島市大町): 最初の県会の議場となりました。



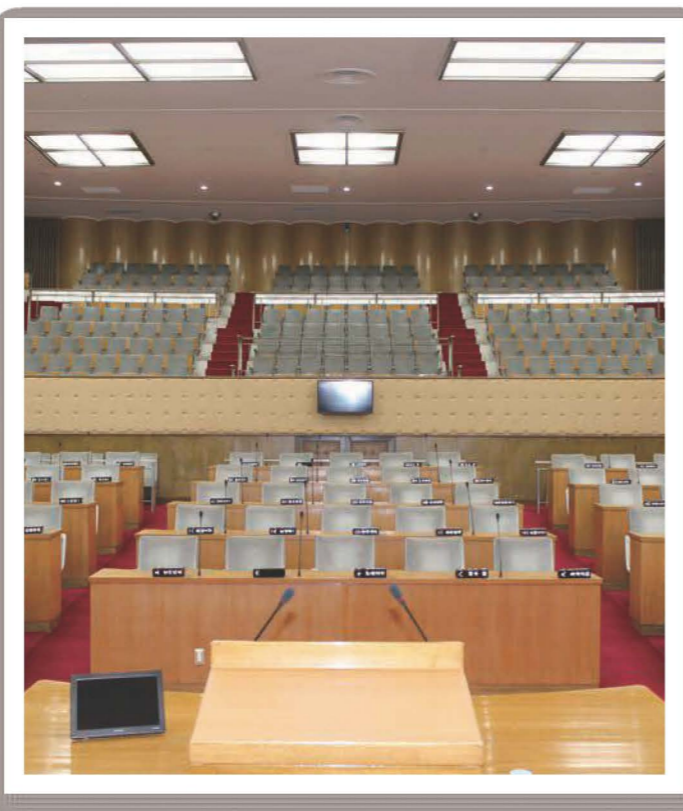
定例会と臨時会があります

●定例会

毎年条例で定める回数(年4回)が招集され、あらゆる議決案件を取り上げることができます。

●臨時会

知事が必要と認めたとき、または①議会運営委員会の議決を経て議長が請求したとき(※知事が20日以内に招集しないと議長が招集できる。)②議員定数の4分の1以上の議員から付議すべき事件を示して請求があったとき、知事があらかじめ案件を示して招集されます。



県議会を見てみよう!



県議会の本会議や各委員会(常任委員会、特別委員会、議会運営委員会など)は、どなたでも傍聴できます。

会議の当日、簡単な手続きをするだけで、傍聴できます。ぜひ一度傍聴にお越しください。

また、議会中継は、スマホ、タブレットでも見ることができます。

詳しくは、県議会議務局までお問い合わせください。

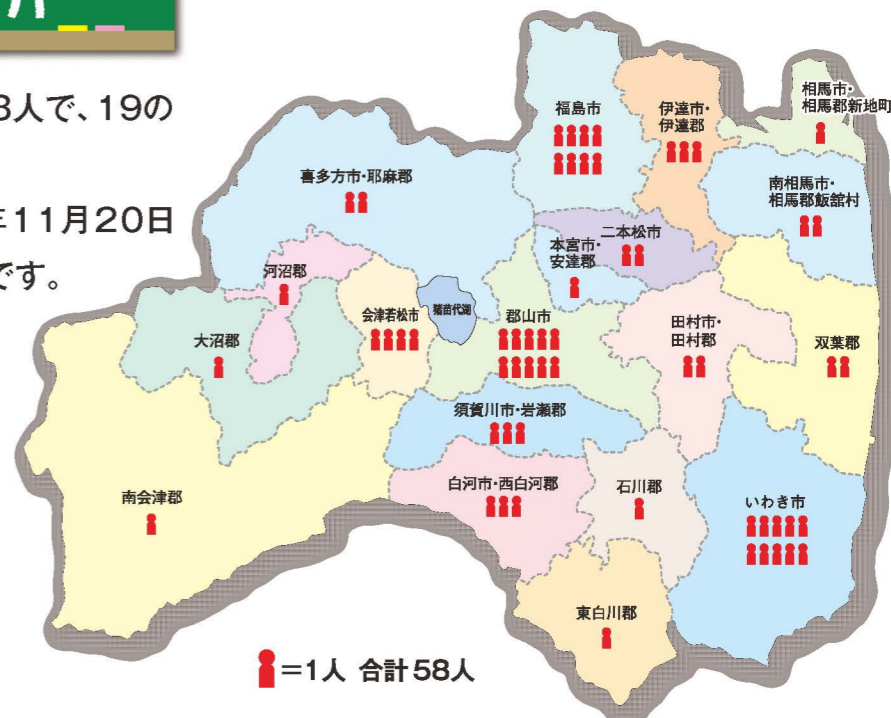
問い合わせ先: ☎024-521-7608
メールアドレス:gikaikoho@pref.fukushima.lg.jp

選挙区と議員紹介

条例により県議会議員の定数は58人で、19の選挙区から選出されています。任期は4年で、現任期は令和元年11月20日から令和5年11月19日までの4年です。

■県議会の構成(令和元年11月20日現在)

定員58人(現員58人)
〔会派ごとの人数〕
自由民主党 31人
県民連合 18人
日本共産党 5人
公明党 4人



令和元年11月20日現在

選挙区	議員名	選挙区	議員名	選挙区	議員名
福島市(定数8)	西山高利(自) 宮本しづえ(共) 伊藤達也(公) 紺野長人(県) 佐藤雅裕(自) 高橋秀樹(県) 渡邊哲也(自) 大場秀樹(県)	いわき市	安部泰男(公) 古市三久(県) 宮川えみ子(共) 青木稔(自) 鈴木智(自) 西丸武進(県) 吉田英策(共)	伊達市・伊達郡(定数3)	伊達市、桑折町、国見町、川俣町 佐々木彰(自) 亀岡義尚(県) 大橋沙織(共)
会津若松市(定数4)	佐藤憲(自) 渡部優生(民) 佐藤郁雄(自) 宮下雅志(県)	白河市・西白河郡(定数3)	三村博隆(県) 渡辺義信(自) 満山喜一(自)	本宮市・安達郡(定数1)	本宮市、大玉村 佐藤政隆(自)
郡山市(定数10)	今井久敏(公) 鈴木優樹(自) 神山悦子(共) 勅使河原正之(自) 佐藤憲保(自) 山口信雄(自) 長尾トモ子(自) 椎根健雄(県) 佐久間俊男(県) 山田平四郎(自)	須賀川市・岩瀬郡(定数3)	宗方保(県) 渡辺康平(自) 水野透(自)	南会津郡(定数1)	下郷町、檜枝岐村、只見町、南会津町 星公正(自)
いわき市(定数10)	坂本竜太郎(自) 矢吹真一(自) 真山祐一(公)	喜多方市・耶麻郡(定数2)	瓜生信一郎(県) 江花圭司(自)	河沼郡(定数1)	会津坂下町、湯川村、柳津町 小林昭一(自)
		相馬市・相馬郡新地町(定数1)	相馬市、新地町 荒秀一(県)	大沼郡(定数1)	三島町、金山町、昭和村、会津美里町 杉山純一(自)
		二本松市(定数2)	遊佐久男(自) 高宮光敏(自)	東白川郡(定数1)	棚倉町、矢祭町、鳩町、敷川村 宮川政夫(自)
		田村市・田村郡(定数2)	三瓶正栄(県) 先崎温容(自)	石川郡(定数1)	石川町、玉川村、平田村、澁川町、古殿町 円谷健市(県)
		南相馬市・相馬郡飯館村(定数2)	高野光二(県) 太田光秋(自)	双葉郡(定数2)	広野町、檜葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村 橋本徹(県) 吉田栄光(自)
					計19選挙区(定数58人) 現員58人

※会派(自)自由民主党、(県)県民連合、(共)日本共産党、(公)公明党